特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	滞納に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
伊万里市は、地方税等の滞納に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	
特記事項	なし

評価実施機関名
佐賀県伊万里市

公表日
令和2年7月10日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	滞納に関する事務
②事務の概要	伊万里市では、地方税法、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律、国税徴収法などに基づき、税や料金を納期限までに納付しなかった住民に対して、滞納者の実態に応じて（1）徴収緩和の方向で処理する（2）滞納処分の方向で処理するかを決定し、徴収するまでの進行状況を管理する事務を行う。具体的には、 ①財産実態調査　・滞納者との折衝や調査により、滞納者の実態や所得・財産などを把握し、滞納整理の方向付け ②徴収緩和　・納付が困難な滞納者は、分割納付や一定期間納付の猶予　・滞納者の実情により執行停止 ③滞納処分　・滞納者の財産の差押え、換価により得た受入金を滞納額に充当 ④進行状況管理　・滞納額を徴収するまで滞納整理の進行状況や納付や約束などの履行状況を管理
③システムの名称	1. THINKTAX滞納整理 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
（1）滞納整理ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1第16項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部　情報政策課　情報公開・統計係 [住所]　〒848-8501　佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号]　0955-23-5491

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部　税務課　収納対策室 [住所]　〒848-8501　佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号]　0955-23-2152

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月25日	Ⅰ　関連情報－５－②	多久島　功	松尾　公弘	事後	人事異動に伴う変更
平成28年8月25日	Ⅱ　しきい値判断項目－１	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
平成28年8月25日	Ⅱ　しきい値判断項目－２	平成27年7月1日時点	平成28年7月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
令和1年6月28日	Ⅰ　関連情報－５－②	松尾　公弘	税務課長	事後	役職名への変更
令和1年6月28日	Ⅱ　しきい値判断項目－１	平成28年7月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
令和1年6月28日	Ⅱ　しきい値判断項目－２	平成28年7月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	評価書の見直しによる計数時点の変更
令和1年6月28日	Ⅳ　リスク対策		※新様式への変更のため、追加	事後	
令和2年7月10日	Ⅰ　関連情報－７	総務部　情報広報課　市民サービス係 [住所]　〒848-8501　　佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号]　0955-23-2133	総合政策部　　情報政策課　情報公開・統計係 [住所]　〒848-8501　　佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号]　0955-23-5491	事後	